

国立研究開発法人産業技術総合研究所技術コンサルティングに関する規程

制定 平成27年4月1日 27規程第17号

最終改正 令和5年4月1日 令04規程第53号 一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が行う技術コンサルティングに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「技術相談」とは、産業技術の向上及びその成果の普及を図るために行う外部機関から寄せられる技術的な相談への対応をいう。

2 この規程において、「技術コンサルティング」とは、技術相談のうち、委託者（第3条第2項に定める通知を受け技術コンサルティング契約を研究所と成立させた者をいう。以下同じ。）からの委託を受け、研究所が蓄積する技術ポテンシャルを基に行う有用な知見の教授等であって、研究所の役職員等の当該業務への一定の労力が伴うもののうち、当該委託者がこれに要する経費を負担するものをいう。

3 この規程において、「秘密情報」とは、研究所又は委託者が相手方に開示した技術情報及び自己の事業に係る技術情報以外の情報（技術コンサルティングの過程で又は結果として得られた情報を除く。）であって、秘密である旨の表示がなされている書類又は電磁的記録（複製されたものを含む。）に記載又は記録された情報及び口頭で開示された情報のうち、開示に際し秘密である旨明示され、又は開示後30日以内に書面で開示者から開示内容を特定のうち秘密である旨通知されたものをいう。ただし、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。

一 相手方からの知得時に既に公知の情報又は相手方から知得後に自己の責めに帰すべき事由によることなく公知となった情報

二 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

三 相手方から情報を知得した時点で既に自己が保有していたことを書面により立証できる情報

四 相手方から知得した情報によらないで独自に創出したことが書面により立証できる情報

五 相手方から開示を受けた後、相手方が秘密である旨示した情報によらず、独自に創出した情報

六 相手方から書面により開示の承諾を得た情報

七 法令又は裁判所の命令により開示を義務付けられた情報

4 この規程において、「発明等」とは、国立研究開発法人産業技術総合研究所職務発明取扱規程（13規程第26号）第2条第7項に規定するものをいう。

5 この規程において、「受託研究契約」とは、国立研究開発法人産業技術総合研究所受託研究規程（13規程第21号）第5条に基づく契約をいう。

(申請方法及び受諾条件)

第3条 研究所は、技術コンサルティングを研究所へ委託しようとする者に、研究所が別に作成する国立研究開発法人産業技術総合研究所技術コンサルティング約款（以下「技術コンサルティング約款」という。）に定める申請書を研究所に提出させるものとする。

2 研究所は、前項の申請書の内容が次の各号に掲げる要件を全て満たしており研究所が技術コンサルティングを実施すると判断した場合には、技術コンサルティング約款に定める技術コンサルティング受諾書（以下「受諾書」という。）により依頼の受諾を通知することにより、研究所と前項の委託しようとする者との間に技術コンサルティング約款に基づく技術コンサルティング契約を成立させるものとする。

一 依頼の内容が国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成11年法律第203号）第11条第1項第4号に定める成果の普及に資するものであること。

二 依頼の内容が研究所の知見を活用するものであって民間の主体では実施するのが困難であると見込まれること。

三 技術コンサルティングの実施により、研究所の他の業務の遂行に著しい支障を来すおそれがないと見込まれること。

四 技術コンサルティングを研究所へ委託しようとする者が、第5条第1項に規定する技術コンサルティングに要する経費（以下「技術コンサルティング費」という。）の全額を技術コンサルティングの開始前又は研究所が特に認める場合には研究所が請求書で定める期限までに研究所に納付すると約すること。

3 研究所は、前項各号に掲げる要件のうちいずれかが満たされない場合には、技術コンサルティングを実施しないと判断し、委託しようとする者に通知するものとする。

（施設の使用）

第4条 研究所は、技術コンサルティングの実施に必要があると認めるときは、委託者に研究所の施設の一部を使用させることができる。この場合において、当該使用に係る必要な事項及び手続の細目については、有形固定資産等管理要領（20要領第3号）の定めるところによる。

2 研究所は、技術コンサルティングの実施に必要があると認めるときは、研究所の施設に委託者から派遣された従業員を受入れることができる。

（技術コンサルティング費）

第5条 技術コンサルティング費は、次の各号に掲げる経費の合計額とする。

一 技術コンサルティングの遂行に直接必要な経費に相当する額及び研究所が蓄積する技術ポテンシャルを基に行う有用な知見の教授等への対価としての技術コンサルティング料（以下まとめて「直接経費」という。）

二 技術コンサルティングの遂行に関連して直接経費以外に必要な経費を勘案して定める額（以下「間接経費」という。）

2 直接経費及び間接経費は、連携研究等経費算定要領（19要領第15号）（以下「連携研究等経費算定要領」という。）の定めるところにより算定する。

3 研究所は、前条第1項の規定により委託者に研究所の施設の一部を使用させるときは、技術コンサルティング費のほか、連携研究等経費算定要領の定めるところにより当該使用に係

る経費を算定することができる。

4 技術コンサルティング費により取得した設備等は、別段の定めがある場合を除き、研究所の所有とする。

(職員等の派遣)

第6条 研究所は、委託者の同意を得て、研究所の職員等を委託者の施設に派遣させることができる。

(遵守事項)

第7条 研究所は、技術コンサルティング約款を遵守し、委託者に技術コンサルティング約款及び研究所からの技術コンサルティング受諾書に記載されている事項を遵守させるものとする。

(技術コンサルティング費の返還)

第8条 研究所は、委託者が納付した技術コンサルティング費を返還しないものとする。ただし、技術コンサルティング契約を解約した場合には、技術コンサルティング約款の定めるところにより、納付された技術コンサルティング費の全部又は一部を委託者に返還するものとする。

(秘密情報の取扱い等)

第9条 研究所は、委託者との間に秘密情報の取扱い等に関し次の各号に掲げる事項について合意するものとする。

- 一 研究所及び委託者は、相手方が開示した秘密情報について、厳に秘密を保持するものとし、書面による相手方の承諾なくして、第三者に漏えいしないこと。
- 二 研究所及び委託者は、秘密情報の管理について、取扱責任者を定め厳重に管理すること。
- 三 研究所及び委託者は、研究所又は委託者の役職員等であって、当該技術コンサルティングに携わる者に対してのみ、秘密情報を開示するものとし、開示に際し、秘密情報が秘密を保持すべき事項であることを明示するとともに、当該研究所又は委託者の役職員等が、技術コンサルティング約款に基づき負うと同様の義務を負うこと。

(受託研究契約等への移行)

第10条 研究所は、技術コンサルティングにおいて新たに発明等の発生が予測される場合には、委託者と速やかに、受託研究契約その他適切な契約を締結するものとする。

(終了報告書)

第11条 技術コンサルティングを実施する研究所の職員等は、技術コンサルティングが終了したときは、別に定める技術コンサルティング終了報告書を作成し、遅滞なく研究所へ提出しなければならない。

(免責)

第12条 研究所は、技術コンサルティングについて、次の各号に掲げる事項その他について、明示又は黙示を問わず一切の保証をしないものとする。

- 一 委託者の要求に合致すること。
- 二 特定の目的に適合すること。
- 三 技術の内容に市場性があり実現可能であること。

2 研究所は、技術コンサルティングの内容を用いた委託者又はその取引先、顧客その他委託者関係者による商品の製造又は販売、役務の提供その他の行為によって委託者又は第三者に損害が発生した場合でも、委託者に対し一切の責任を負わないものとする。

(適用除外)

第13条 研究所は、技術コンサルティングが次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を適用しないことができる。

一 国、独立行政法人又は地方公共団体からの委託を受けて行う技術コンサルティングである場合

二 その他特別な事情がある場合

(雑則)

第14条 企画本部長は、この規程に定めるもののほか、技術コンサルティングの実施に必要な事項については、別に決定することができる。

附 則 (27規程第17号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (28規程第69号)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (令03規程第37号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令 04 規程第 7 号・一部改正)

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則 (令04規程第53号・一部改正)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。